

報道資料 1

令和2年4月7日

報道機関各位

行政課長



新型コロナウイルス感染症に係る 最大限の水際対策の実施

緊急事態宣言の発令が予定されていることなどを踏まえ、「新型コロナウイルスを三条市内に持ち込まない、持ち込ませない」という強い覚悟の下、水際対策を実施するに当たり、昨日市民の皆様等への三条市長のメッセージを発出しました。

1 メッセージの内容

(1) 市民の皆様へのお願い

- ・当面、緊急事態宣言の発令が予定されている地域※1へは日帰りでも行かないでください。
- ・当面、該当地域から家族、知人等を来訪させないでください。
- ・やむにやまれぬ事情※2で該当地域へ行って帰って来る又は該当地域から呼び寄せた場合には、2週間の自宅待機をしてください。

(2) 緊急事態宣言の発令が予定されている地域※1から三条市への来訪を予定している皆様へのお願い

- ・当面、三条市への来訪はお控えください。
- ・やむにやまれぬ事情※2により当市へ来訪した場合には、2週間の自宅待機をしてください。

※1 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県

※2 就職、転勤、進学、出張帰り、里帰り出産、冠婚葬祭など

2 自宅待機が困難な方への支援

上記で要請した2週間の自宅待機について、家庭の事情等で自宅待機が困難な方を支援するため、三条ホテル旅館組合と三条市が連携して長期宿泊プランを提供します。

(1) 宿泊費

7泊8日 14,000円（税込み）、14泊15日 28,000円（税込み）

(2) 宿泊先

越前屋ホテル、三条ロイヤルホテル

※当該2施設のうち、宿泊先は予約先で調整します。

(3) 予約先

三条ホテル旅館組合（越前屋ホテル内）

電 話：0256-32-6221

メール：e-hotel@echizenya-hotel.com

3 緊急事態宣言の発令が予定されている地域からの転入者に対する自宅待機等の依頼文書の配布

緊急事態宣言の発令が予定されている地域から三条市への転入届を出された方に対し、2週間の自宅待機のお願いと発熱等、感染が疑われるような症状がある場合の相談窓口の連絡先を記載した文書を転入手続の窓口で配布します。あわせて、厚生労働省が作成した感染症予防対策のパンフレット等を配布します。

〔担当:行政課 防災対策室 小柳、谷間
電話:0256-34-5517〕